

令和4年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年12月7日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第70号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 2 | 議案第71号 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 3 | 議案第72号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 日程第 4 | 議案第73号 | 五城目町学校給食費無償化基金条例制定について |
| 日程第 5 | 議案第74号 | 秋田県及び五城目町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 日程第 6 | 議案第75号 | 令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第76号 | 令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第77号 | 令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第78号 | 令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第79号 | 令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号） |

令和4年五城目町議会12月定例会会議録

令和4年12月7日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

13番 荒川正己

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	教育長	畑澤政信
総務課長	伊藤敏和	まちづくり課長	柏和順
税務課長	石井政幸	会計管理者	猿田仁
議会事務局長	東海林博文	農林振興課長	大石芳勝
商工振興課長	小玉洋史	建設課長	猿田弘巳
学校教育課長	齊藤正和	生涯学習課長	越高博美
住民生活課長	小玉広信	健康福祉課長	猿田広秋
消防司令	千田光	総務課課長補佐	小玉重巖

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第70号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 議案綴りの3ページをお願いいたします。

議案第70号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度の人事院勧告を受け、令和4年4月1日から給料表の改定及び勤勉手当の引き上げを実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で、給料表を令和4年4月1日に遡及して改正するもので、1級1号給から87号給まで200円から4,000円の引き上げ、2級1号給から55号給まで200円から3,000円の引き上げ、3級1号給から35号給まで200円から2,900円の引き上げ、4級1号給から15号給まで400円から1,800円の引き上げ、5級1号給から7号給まで400円から1,000円の引き上げ、6級は改定なしとし、若年層に手厚く、民間給与との格差0.23%を是正するものであります。

第2条で、勤勉手当を令和4年12月1日に遡及して、再任用職員以外の職員は「100分の95」から「100分の105」と0.1か月分引き上げ、再任用職員は「100分の45」から「100分の50」と0.05か月分引き上げ、また、第3条において、令和5年6月支給から、再任用職員以外の職員は「100分の105」から「100分の100」に、再任用職員は「100分の50」から「100分の47.5」に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第70号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第71号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長(伊藤敏和君) 議案綴り11ページをお願いします。

議案第71号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員の定年引き上げ等の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、定年年齢の引き上げ、役職定年制度の導入、情報提供・意思確認制度の新設、定年前再任用短時間勤務制度の導入、暫定再任用職員制度への移行等の措置を講ずるものとなっております。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第71号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第72号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 議案綴りの25ページをお願いします。

議案第72号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員の定年引き上げ等の措置を講ずるため、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、第1条で五城目町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第2条で五城目町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正、第3条で公益的法人等への五城目町職員の派遣等に関する条例の一部改正、第4条で五城目町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第5条で職員の育児休業等に関する条例等の一部改正、第6条で一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第7条で企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第8条で五城目町職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の一部改正と、8件の条例を改正し、第9条で職員の再任用に関する条例の廃止と、1件の条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第73号、五城目町学校給食費無償化基金条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 議案綴り34ページをお願いします。

議案第73号、五城目町学校給食費無償化基金条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町における小学生及び中学生の学校給食費無償化に要する経費の財源とする基金を設置するため、当該条例を制定するものであります。

条例の内容は、第1条で基金の設置目的に関する規定とし、第2条が積み立てに関する規定、第3条が管理に関する規定、第4条が運用益金の処理に関する規定、第5条が処分に関する規定、第6条が委任に関する規定となっております。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 一昨日の議運の委員長から、73号について差し替えというような言葉が出ておりましたけども、今回それらについての議案上程の際に何ら説明がございませんでしたので、そのあたりどういうふうになってるか説明をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 答弁者。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） お答えします。

当初、差し替え前については、基金の条例の中の積み立てに関する第2条のところですが、ここに現在は「基金として積み立てる額は、予算で定める」となっておりますが、差し替え前は「基金は、前年度繰越金をもって積み立てるものとし、積み立てる額は、予算で定める」という形で、「前年度繰越金をもって積み立てる」という文言が入っていたものを削除いたして差し替えたという形であります。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第73号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第74号、秋田県及び五城目町における生活排水処理事業の運営に係る連

携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 議案綴りの36ページをお願いいたします。

議案第74号、秋田県及び五城目町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、生活排水処理事業を取り巻く環境は、専門的技術職員の不足、施設の老朽化、人口減少による使用料収入の減少など課題が顕在化しており、こうした課題に県と市町村が一丸となって対応するため、これまで県と市町村が一体となって進めてきた広域化・共同化事業の更なる推進が必要であることから、広域補完組織を核とした連携の方針等を明確化し、法的な位置づけをもたせることにより協働を揺るぎないものとするため、地方自治法第252条の2第1項の規定による連携協約を締結することについて、県と協議するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第74号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 予算書の1ページをお願いします。

議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、除雪事業、施設の修繕、原油価格・物価高騰対策、コロナ禍の影響による事業の精算、8月豪雨に伴う災害復旧事業費などを計上させていただいております。

補正額は、歳入歳出それぞれ10億2,877万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を72億7,568万4,000円とするものであります。

補正の内容についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。第2表、地方債補正ですが、地方債の補正は、この第2表のとおりであります。公共施設等総合管理基金事業に係る過疎債の追加や臨時財政対策債の発行可能額の確定、一般廃棄物埋立処分場整備事業の今年度取りやめ及び災害復旧事業の実施等に伴う変更となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。9款1項1目地方特例交付金1節01地方特例交付金の補正は、交付額が確定したことから38万5,000円を減額補正するものであります。

12ページをお願いします。10款1項1目地方交付税1節01普通交付税の補正は、交付決定額のうち歳出補正に見合う財源として5,641万6,000円を補正するものです。

14ページをお願いします。12款1項1目災害復旧費分担金1節農林水産施設災害復旧費分担金の補正は、8月豪雨に係る現年農地及び農業用施設災害復旧費に係る分担金として200万5,000円を補正するものです。

16ページをお願いします。14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の補正は、障害者自立支援事業に係る給付費・医療費の支出見込みに応じた障害者自立支援給付費等及び身体障害者医療費に係る国庫負担金として1,919万5,000円を補正するものです。同じく3目災害復旧費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金の補正は、8月豪雨に係る現年農地・農業用施設及び林道施設災害復旧費に係る国庫負担金として2億7,553万8,000円を補正するものです。同じく2節公共土木施設災害復旧費負担金の補正は、8月豪雨に係る道路・河川関係の災害復旧費に係る国庫負担金として1億5,350万1,000円を補正するものです。

18ページをお願いします。14款2項2目民生費国庫補助金1節01地域生活支援事業費補助金の補正は、事業の支出見込みに応じた国庫補助金として21万2,000円を補正するものです。同じく1節02地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補正は、申請していた福祉施設の改修事業が不採択となったため、財源となっていた国庫

補助金 773 万円を減額補正するものです。同じく 3 目衛生費国庫補助金 1 節 0 5 出産・子育て応援交付金の補正は、妊娠から出産・子育てまで一貫した相談支援・経済的支援を一体として実施する事業に係る国庫補助金として 166 万 6,000 円を補正するものです。

20 ページをお願いします。15 款 1 項 1 目民生費県負担金 1 節社会福祉費負担金の補正は、障害者自立支援事業に係る給付費・医療費の支出見込みに応じた障害者自立支援給付費等及び身体障害者医療費に係る県負担金として 959 万 7,000 円を補正するものです。

22 ページをお願いします。15 款 2 項 1 目総務費県補助金 1 節 0 2 市町村移住支援事業費補助金の補正は、支援事業の実績見込みに応じた県補助金として 15 万円を補正するものです。同じく 2 目民生費県補助金 1 節 0 2 地域生活支援事業費補助金の補正は、事業の支出見込みに応じた県補助金として 10 万 6,000 円を補正するものです。同じく 1 節 0 6 介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金の補正は、介護保険施設等への物価高騰対策事業に係る県補助金として 232 万 4,000 円を補正するものです。同じく 1 節 0 7 障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金の補正は、障害者支援施設等への物価高騰対策事業に係る県補助金として 13 万 5,000 円を補正するものです。同じく 2 節 0 4 保育所等物価高騰対策事業費補助金の補正は、保育所等への物価高騰対策事業に係る県補助金として 70 万 5,000 円を補正するものです。同じく 3 目衛生費県補助金 1 節 0 9 出産・子育て応援交付金の補正は、妊娠から出産・子育てまで一貫した相談支援・経済的支援を一体として実施する事業に係る県補助金として 41 万 6,000 円を補正するものです。同じく 4 目農林水産業費県補助金 1 節 1 4 農地・農業用施設小災害復旧事業費補助金の補正は、8 月豪雨災害のうち国の補助事業に該当しない規模の災害復旧費に係る県補助金として 1,380 万円を補正するものです。

24 ページをお願いします。15 款 3 項 2 目民生費委託金 1 節 0 2 生活のしづらさなどに関する調査交付金の補正は、県から委託される障害者施策に関する調査に係る県委託金として 3,000 円を補正するものです。

28 ページをお願いします。19 款 1 項 1 目繰越金 1 節 0 1 前年度繰越金の補正は、歳出補正に見合う財源として 2 億 6,112 万円を補正するものです。

30 ページをお願いします。20 款 6 項 7 目過年度収入 1 節 0 2 過年度収入（健康福祉課分）の補正は、介護保険の低所得者保険料軽減負担金の精算による過年度収入とし

て10万4,000円を補正するものであります。

32ページをお願いします。21款1項1目総務債1節01臨時財政対策債の補正は、発行可能額が確定したことにより780万円を減額補正するものです。同じく1節03公共施設等総合管理基金事業債の補正は、公共施設等総合管理基金積立金の財源として3,000万円を補正するものであります。同じく2目衛生債2節01一般廃棄物埋立処分場整備事業債の補正は、処分場整備事業の今年度取り止めによる6,110万円を減額補正するものであります。同じく6目災害復旧債1節農林水産施設災害復旧債の補正は、8月豪雨に係る現年農地・農業用施設及び林道施設災害復旧事業債として2億110万円を補正するものです。同じく2節公共土木施設災害復旧債の補正は、8月豪雨の道路・河川関係の現年災害復旧事業債として7,660万円を補正するものです。

以上が一般会計歳入補正の説明となります。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、歳出全般にわたる職員人件費につきましては、令和4年度の人事院勧告等に伴う補正でありますので、個別の説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における職員人件費の補正は、給料、手当、共済費、総額で332万8,000円の増額となっております。

36ページをお願いします。2款1項総務管理費1目0003職員管理費の補正は、職員の徽章の作成に係る委託料として10万円を補正するものであります。同じく5目0001財産管理費の補正は、電気料金の高騰による光熱水費及び8月豪雨の被害を受けた旧農業集落排水処理場の復旧に係る修繕料として84万円を補正するものです。同じく0002庁舎管理費の補正は、役場庁舎の電気料金の高騰による光熱水費及びエレベーターの部品交換に係る修繕料として343万2,000円を補正するものです。同じく6目0001企画費一般の補正は、移住支援事業における移住者の実績見込みによる補助金として20万円を補正するものです。同じく0003地域公共交通対策事業の補正は、3町で構成している協議会での計画作成、備品購入費、運行実績などによる必要経費の町負担分として29万5,000円を補正するものです。同じく10目0003町内会連絡費の補正は、コロナ禍の影響による千代田区との住民交流の中止により95万1,000円を減額補正するものです。同じく11目0004健康福祉課関係の諸費の補正は、令和3年度の子ども・子育て支援交付金事業などの事業確定による国・県支出金返還金として659万円を補正するものです。

40ページをお願いします。2款2項徴税费1目0001 税務総務費の補正は、申告相談における会計年度任用職員を雇用するための経費などとして57万5,000円を補正するものです。同じく2目0001 賦課徴收費の補正は、地方税共通納税システムの対象税目拡大などに伴うシステム改修費として181万9,000円を補正するものです。

44ページをお願いします。3款1項社会福祉費1目0006 障害者自立支援事業の補正は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修費用、障害者支援施設等への物価高騰対策事業費補助金、障害者自立支援給付費の利用者増に伴う実績見込みなどとして3,991万1,000円を補正するものです。同じく0008 あったか生活応援事業の補正は、振込手数料等が必要になったことから46万2,000円を補正するものです。同じく2目0009 介護保険会計繰出金の補正は、介護給付費及び介護予防事業などの実績見込みによる繰出金として152万6,000円を補正するものです。同じく0010 高齢者世帯等除雪支援事業の補正は、除雪支援委託に係る単価及び回数が増などにより137万2,000円を補正するものです。同じく0011 地域介護・福祉空間整備事業の補正は、申請していた福祉施設の改修事業が不採択となったことから73万円を減額補正するものです。

46ページをお願いします。同じく0012 介護保険施設等物価高騰対策事業の補正は、介護保険施設等への物価高騰対策事業費補助金として464万9,000円を補正するものです。同じく4目0001 防犯・防災対策費の補正は、防災行政無線関係の電気料の高騰による光熱水費として19万円を補正するものです。

48ページをお願いします。3款2項児童福祉費2目0001 子ども・子育て支援費負担金の補正は、もりやまこども園への物価高騰対策事業費補助金及びコロナ禍の影響による感染症対策費補助金として209万9,000円を補正するものであります。

52ページをお願いします。4款1項保健衛生費1目0002 保健介護支援センター施設管理費の補正は、保健介護支援センターの電気料金の高騰による光熱水費として22万円を補正するものです。同じく0011 出産・子育て応援交付金事業の補正は、妊娠から出産・子育てまで一貫した相談支援・経済的支援を一体として実施する事業に要する経費として254万3,000円を補正するものです。

54ページをお願いします。4款2項水道費1目0001 上水道整備費の補正は、8月豪雨災害に伴う水道料金の減免分に係る水道事業会計補助金として77万2,000

円を補正するものであります。

56ページをお願いします。4款3項清掃費2目0004一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正は、電気料金の高騰による光熱水費と埋立処分場整備事業の今年度取り止めによる工事請負費の減額及び来年度実施に向けた調査設計等委託料として6,035万4,000円を減額補正するものであります。

58ページをお願いします。6款1項農業費3目0002産業文化祭の補正は、コロナ禍の影響による事業中止により110万円を減額補正するものです。同じく0005稲作等資機材高騰支援事業の補正は、加工用米など転作作物に係る出荷面積が増加したことによる支援事業費補助金などとして521万9,000円を補正するものです。同じく5目0001農地費一般の補正は、現地確認の増加等による車両用燃料代として5万3,000円を補正するものです。

60ページをお願いします。6款2項林業費1目0002有害鳥獣対策費の補正は、新たに有害鳥獣駆除事業補助金の利用希望者があったことにより86万5,000円を補正するものであります。同じく2目0006森林環境譲与税事業の補正は、現地確認の増加等による車両用燃料代として5万3,000円を補正するものです。

62ページをお願いします。7款1項商工費2目0004新型コロナウイルス感染症対策事業の補正は、中小企業事業継続支援金事業の実績により328万1,000円を減額補正するものです。同じく3目0004きゃどっこまつりの補正は、8月豪雨の影響による事業中止により52万2,000円を減額補正するものです。同じく5目0001赤倉山荘、0002悠紀の国五城目、0003五城館の補正は、燃料費・光熱費の高騰による負担増に伴う施設管理運営委託料として、それぞれ31万7,000円、26万4,000円、70万6,000円を補正するものです。同じく0006五城目朝市ふれあい館の補正は、電気料金の高騰による光熱水費として42万6,000円を補正するものです。同じく0007清流の森の補正は、燃料費・光熱費の高騰による負担増に伴う施設管理運営委託料として6万8,000円を補正するものです。

66ページをお願いします。8款2項道路橋りょう費2目0001道路補修事業の補正は、防雪柵に係る経費及び現場作業用発電機の更新による備品購入費として58万8,000円を補正するものです。同じく0002除雪事業の補正は、除排雪に要する経費などとして6,307万7,000円を補正するものです。同じく0003車両管理費の補正は、現場作業などの実績見込みによる車両用燃料代として95万8,000円を

補正するものです。同じく0004車庫管理費の補正は、建設課車庫の自動火災報知設備の修繕料として6万5,000円を補正するものです。同じく4目0001街灯施設費の補正は、街灯の電気料金の高騰による光熱水費及び実績見込みによる修繕料として500万円を補正するものです。

68ページをお願いします。8款4項都市計画費6目0001下水道事業費の補正は、8月豪雨災害に伴う下水道料金の減免分及び人事院勧告院に伴う人件費の増に係る下水道事業会計補助金として58万6,000円を補正するものです。

72ページをお願いします。9款1項消防費1目0001消防活動費の補正は、コロナ禍の影響による視察研修中止により9万4,000円を減額補正するものです。同じく0003施設管理費の補正は、消防庁舎等の電気料金の高騰による光熱水費及び通信指令台の修繕料として90万7,000円を補正するものです。同じく2目0001消防団費の補正は、コロナ禍の影響による防災訓練等の中止による旅費の減額、消防団舎の電気料金の高騰による光熱水費の増額などとして5万7,000円を補正するものです。同じく4目0002都市交流事業の補正は、コロナ禍の影響による都市交流事業中止により82万円を減額するものです。

84ページをお願いします。11款1項農林水産施設災害復旧費1目0001現年災害復旧事業の補正は、8月豪雨の農地・農業用施設災害復旧に係る工事請負費として1億5,004万8,000円を補正するものです。同じく2目0001現年災害復旧事業の補正は、8月豪雨の林道施設災害復旧に係る工事請負費として2億9,517万円を補正するものです。

86ページをお願いします。11款2項公共土木施設災害復旧費1目0001災害復旧事業の補正は、8月豪雨の道路・河川関係の災害復旧に係る調査設計等委託料及び工事請負費などとして2億4,807万1,000円を補正するものであります。

88ページをお願いします。12款1項公債費1目0001元金の補正は、地方財政法第7条の規定により前年度決算剰余金の2分の1の額の一部として臨時財政対策債の繰上償還をするため5,695万3,000円を補正するものです。

90ページをお願いします。13款2項基金費1目0001財政調整基金の補正についても、地方財政法第7条の規定により前年度決算剰余金の2分の1の額の一部として基金に積み立てするため1億1,058万2,000円を補正するものです。同じく4目0001公共施設等総合管理基金の補正は、地方財政法第7条の規定による前年度決

算剰余金の2分の1の額の一部としての基金積み立て及び過疎債のソフト枠を財源とする基金積み立てとして5,000万円を補正するものです。

以上が一般会計の主な補正内容であります。

教育委員会関係の補正予算については、教育長がご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

はじめに、歳入について申し上げます。

18ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫補助金90万円の補正は、学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら児童生徒の学習を保障するために、学校教育活動の円滑な運営を支援する補助金の追加交付分であります。

26ページをお願いします。17款1項1目寄附金20万円の補正は、大窪胃腸科内科医院院長、大窪天三幸様より特別支援教育充実のためにといただきました寄附金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

68ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費220万円の補正は、8月の豪雨災害により雀館運動公園第3駐車場付近の公園の法面が崩れたことによる工事請負費を計上したものであります。

74ページをお願いします。10款1項3目教育助成費0005新型コロナウイルス感染症対策事業160万円の減額補正は、大学生等ふるさとからのエール給付金の受付終了に伴う実績によるものであります。

76ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般477万2,000円の補正は、電気料高騰による光熱水費の不足見込み分と新型コロナウイルス感染症対策による学校教育活動継続支援に係る備品購入費等であります。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般29万7,000円の補正は、家ノ沢橋の橋りょう架け替え工事による全面通行止めに伴う内川線の車両変更と他の路線の実績見込みによるものと、大窪胃腸科内科医院院長、大窪天三幸様からの寄附金による特別支援教育用教材を購入するための備品購入費であります。

78ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般354

万1,000円の補正は、電気料高騰による光熱水費の不足見込み分とコロナウイルス感染症対策による学校教育活動継続支援に係る備品購入費等であります。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興一般11万7,000円の補正は、大窪胃腸科内科医院院長、大窪天三幸様からの寄附金による特別支援教育用教材を購入するための備品購入費であります。

80ページをお願いします。10款4項2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター142万2,000円の補正は、電気料高騰による光熱水費の不足見込み分と町民センターのエレベーターの部品交換による修繕料であります。

82ページをお願いします。10款5項2目学校給食費0003学校給食費無償化事業3,000万円の補正は、五城目町における小学生及び中学生の学校給食費無償化に向け基金を積み立てするものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0002屋内温水プール203万2,000円の補正は、電気料高騰による光熱水費の不足見込み分と施設内の換気扇を交換するための工事請負費であります。

以上、12月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。10番石井議員

○10番（石井光雅君） 2点ほどお聞きいたします。

ページは44ページ・45ページであります。この地域介護・福祉空間整備事業が不採択だということ減額しておりますけれども、これはどこのことで、どういう関係で不採択になったのか、ちょっと詳しく教えてください。

それから、56ページ・57ページでございます。一般廃棄物埋立処分場管理運営費の工事請負費が減額、取り止めということですけど、どういう工事を予定して、どういう関係で取り止めたのか。

ここ2点ひとつお願いいたします。

○議長（石川交三君） 猿田健康福祉課長

○健康福祉課長（猿田広秋君） はじめに、44・45ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてですけども、対象となっていた施設は、グループホームすずめだてでありました。それで、施設内の内装とかの改修ということで773万円予算計上したんですけども、国のほうの審査で応募が多数あって、その中で不採択になったという形です。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉住民生活課長

○住民生活課長（小玉広信君） 10番石井光雅議員にお答えいたします。

一般廃棄物埋立処分場の浸出水処理施設の電気と機械の改修工事を行う予定でありました。それで6月に指名審査会を開いていただき、県外の10業者を指名していただきましたが、それで7月1日の入札を予定して事務を進めておりました。ところが9社が辞退ということになりまして、急きょ入札を取り止めております。それと1社、応札予定した1社残ったわけですが、その1社との随意契約も考えましたが、まず競争性が確保されないということと、またその材料の確保も不透明であったということで工事を取り止めております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第75号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第76号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 予算書の97ページをお願いします。

議案第76号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、療養給付費等の実績見込みによる補正、過年度分交付額確定に伴い実績との差額を国・県に返還するための補正などとなっております。

補正額は、歳入歳出予算それぞれ4,043万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を11億9,989万5,000円とするものであります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第76号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第77号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 予算書の115ページをお願いします。

議案第77号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、保険給付費等の実績見込みによる補正、過年度分介護給付費等の確定に伴い実績との差額を国・県に返還するための補正などとなっております。

補正額は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ5,532万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を20億569万3,000円とするものであります。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第77号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第78号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 予算書の147ページをお願いします。

議案第78号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、電気料金の高騰による動力費、漏水に伴う修繕料、8月豪雨による湯ノ又橋水道添架管の災害復旧に伴う補正などとなっております。

補正内容については、第2条収益的収入の補正は、給水収益の実績見込みによる減額及び8月豪雨災害に伴う水道料金の減免分に係る一般会計からの補助金などとして645万円を減額補正するものです。同じく第2条収益的支出の補正は、電気料金の高騰による動力費及び漏水に伴う修繕費用の増加などとして748万4,000円を補正するものです。

次に、第3条資本的収入の補正は、8月豪雨による湯ノ又橋水道添架管の災害復旧事業に係る企業債、国庫補助金として1,838万8,000円を補正するものです。同じく第3条資本的支出の補正は、湯ノ又橋水道添架管の災害復旧に係る実施設計委託料及び工事請負費として1,854万6,000円を補正するものです。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第78号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第79号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 予算書の157ページをお願いします。

議案第79号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、電気料金の高騰による動力費、施設の修繕、国の補正予算による流域下水道事業建設費負担金の補正などとなっております。

補正内容については、第2条収益的収入の補正は、使用料の実績見込みによる減額、8月豪雨災害に伴う下水道料金の減免分に係る一般会計からの補助金などとして26万8,000円を減額補正するものです。同じく第2条収益的支出の補正は、電気料金の高騰による動力費及び施設の修繕などとして108万9,000円を補正するものです。

次に、第3条資本的収入の補正は、国の補正予算による流域下水道事業建設費負担金に係る企業債として110万円を補正するものです。同じく第3条資本的支出の補正は、流域下水道事業建設費負担金として114万1,000円を補正するものです。

以上が下水道事業会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第79号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日までに受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦労様です。

午前11時03分 散会

